

令和5年度定住自立圏婚活事業仕様書

本仕様書は、八代市が「令和5年度定住自立圏婚活事業（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和5年度定住自立圏婚活事業

2 業務目的

定住自立圏構想に取組む八代市、氷川町、芦北町が連携し、結婚を望む者が自分にあつた相手を見つける機会を提供するとともに、地域の魅力を発信することにより、定住へのきっかけづくりを行う。

3 業務内容

(1) 婚活イベント及びスキルアップセミナーの開催

ア イベントの企画・立案・実施

- ① 開催地域の特色を活かしたイベントを開催すること。
- ② 開催地域ごとにテーマを設定して、参加者が地域の魅力に触れながら出会いの機会を得られるイベントとすること。
- ③ 参加する男女が交流する機会が少しでも多くなるようなプログラムを組み込むなど、交流方法を工夫すること。なお、会食については必須と考えなくてよい。
- ④ 屋外で開催する場合は、雨天時の対応も想定したプログラムとすること。
- ⑤ 参加者にとって魅力があり、時代や流行に即した企画であること。
- ⑥ 地域の魅力をよりPRできる時期や内容を提案すること。

イ セミナーの企画・立案・実施

- ① イベントの各回において、参加者を対象とした事前セミナーを実施すること。
- ② 立ち居振る舞いのアドバイスやイベントの模擬練習等を通してコミュニケーションスキルがアップするセミナーとすること。
- ③ イベントと同日に一体的に開催することを想定しているが、別日程での開催など、提案者の判断で、より効果的な実施方法を提案して差し支えない。

ウ 実施場所

八代市、氷川町、芦北町内

※参加者の移動手段や駐車場等にも配慮し、参加しやすい環境を整えること。

エ 対象者

八代市、氷川町又は芦北町に居住、若しくは勤務する者又は居住する意思がある独身男女。

年齢については、20歳以上49歳以下の範囲内で設定すること。

オ 人数

- ① 各回20～40人（男女各10～20人）程度で定員を設定すること。
- ② 開催地域に居住する方が参加しやすいよう、参加者募集時に開催地域居住者の枠を設けること。

カ 実施日程

契約日から令和6年3月上旬までの期間で設定すること。

キ 実施回数

八代市、氷川町、芦北町で、各1回（合計3回）

ク その他

イベント、セミナーの企画・立案・実施にあたっては、感染状況等に応じて、必要な呼び掛けを実施する等の対応を行うこと。

(2) カップル成立者のフォロー

ア カップル成立者への定期調査及び助言

イベントにおいてカップルとなった参加者に対し、電話やメール等により、交際の進捗確認及びアドバイスを行うこと。

ウ 調査頻度

各イベントの実施日から1週間後、2週間後、1か月後に行い、交際が継続しているカップルについては、その後も定期的に調査を行うこと。

エ 調査期間

各イベントの実施日から本業務の履行期限まで

オ 調査結果の報告

調査結果及び助言の内容を、毎月末に八代市に報告すること。

(3) 募集案内及び問い合わせ対応等の事務

ア 募集・申込受付

参加者の募集を行い、申込受付を行うこと。

最終参加予定人数等を、八代市に報告すること。

イ 問合せ対応

参加者からの問い合わせに対応すること。

ウ 参加料の徴収

参加料を徴収する場合は、参加しやすい料金設定となるよう配慮し、その徴収を行うこと。

なお、徴収した参加料は、食材費、飲食代等のイベント運営費用に充てるものとし、料金設定についてはイベント告知前に八代市と協議を行うこと。

エ 広告宣伝

ホームページ、チラシ、SNS等を活用し、効果的な情報発信を行うこと。

(4) アンケートの実施及び集計

参加者に対し意識調査アンケートを実施し、その集計結果を八代市に報告すること。

アンケート内容については、イベント実施前に八代市と協議を行うこと。

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

5 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデーター式

※イベント終了ごとに報告書を提出し、すべてのイベント終了後に最終の報告書を提出すること。

（内容）参加者受付名簿原本、業務実施記録、募集チラシ、現場写真、結果報告（カップル成立数等）、参加者アンケートの分析結果、カップル成立者の定期調査結果、打合せ記録、その他関係資料

6 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に八代市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、企画案等に基づき、八代市、氷川町及び芦北町と打ち合わせを行い、誠意をもって業務に遂行するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、八代市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

以上